

# 札幌広域圏組合規約

平成9年2月10日

告示第1号

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 この組合は、札幌広域市町村圏（第3条に規定する市町村の区域を合わせた区域をいう。以下「広域市町村圏」という。）の総合的な計画の策定及びこれに基づく施策の推進に関する事務を共同処理することを目的とする。

(組合の名称)

第2条 この組合は、札幌広域圏組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第3条 組合は、札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町及び新篠津村（以下「関係市町村」という。）をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第4条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

- (1) 広域市町村圏計画に関する事務
- (2) 広域市町村圏の振興整備に伴う連絡調整、調査、研究等に関する事務
- (3) ふるさと市町村圏基金の運用により実施する事業に関する事務

(組合の事務所の位置)

第5条 組合の事務所は、札幌市に置く。

## 第2章 組合の議会

(組合の議会の組織及び議員の選挙)

第6条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、16人とする。

2 組合議員は、次のとおりとする。

- (1) 関係市町村の長（札幌市長を除く。）
- (2) 関係市町村の議会の議員のうちから当該議会において互選した者各1人（札幌市にあっては、2人）

3 前項第2号の規定により選出された組合議員に欠員を生じた場合は、当該組合議員の属する関係市町村の議会は、速やかに補欠の組合議員を互選しなければならない。

(組合議員の任期)

第7条 組合議員の任期は、それぞれ関係市町村の長又は議会の議員の任期による。

2 組合議員が関係市町村の長又は議会の議員でなくなったときは、その職を失う。

(議長及び副議長)

第8条 組合の議会は、組合議員の中から議長及び副議長各1人を選挙する。

2 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。

### 第3章 組合の執行機関

(管理者)

第9条 組合に管理者を置く。

2 管理者は、札幌市長をもって充てる。

3 管理者の任期は、札幌市長の任期による。

(副管理者)

第10条 組合に副管理者1人を置く。

2 副管理者は、札幌市副市長のうちから管理者が指定する者をもって充てる。

3 副管理者の任期は、札幌市副市長の任期による。

(会計管理者)

第11条 組合に会計管理者1人を置く。

2 会計管理者は、札幌市会計管理者をもって充てる。

(事務局)

第12条 組合に事務局を置く。

2 事務局に事務局長その他の職員を置く。

3 前項の職員は、管理者がこれを任免する。

4 第2項の職員の定数は、条例でこれを定める。ただし、臨時の職については、この限りでない。

(監査委員)

第13条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、識見を有する者及び組合議員のうちから各1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年(関係市町村の監査委員から選任された場合は、当該監査委員の任期による。)とし、組合議員のうちから選任される者にあつては組合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

### 第4章 組合の経費

(経費の支弁の方法)

第14条 組合の経費は、組合の事業により生ずる収入、関係市町村の負担金その他の収入をもって充てる。

2 前項の負担金の分賦方法は、別表1のとおりとする。

3 前項の規定により分賦された負担金は、管理者の指定する期日までに納入しなければならない。

## 第5章 基金

(基金)

第15条 広域市町村圏の総合的な振興整備のため、関係市町村の出資等により、札幌ふるさと市町村圏基金（以下「基金」という。）を設置する。

- 2 関係市町村の基金への出資の額は、別表2のとおりとする。
- 3 基金のうち関係市町村の出資の総額に相当する額は、これを処分することができない。
- 4 組合が解散したときは、基金は、第2項の出資の額の割合に応じ、関係市町村に帰属するものとする。

## 第6章 雑則

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、組合の管理及び執行に関し必要な事項は、組合の議会の議決を経て、管理者が定める。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第2項の規定による北海道知事の許可のあった日から施行する。

附 則（告示 第6号）

この規約は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（告示 第1号）

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

別表1（第14条関係）

別表2（第15条関係）

### 負担金の分賦方法

区分	負担割合	摘要
均等割	20パーセント	
人口割	50パーセント	算出に当たっては、各年4月1日において官報で公示されている直近の国勢調査の人口を用いる。
財政割	30パーセント	算出に当たっては、前年度の基準財政需要額を用いる。

備考／この表の負担割合により難い経費についての分賦方法は、関係市町村の長の協議により定める。

### 基金への出資額

(単位：千円)

市町村名	出資額
札幌市	911,600
江別市	80,700
千歳市	67,900
恵庭市	56,700
北広島市	52,300
石狩市	111,700
当別町	38,700
新篠津村	30,400